

告示

埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十一条第七項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定無形文化財の保持者の認定を解除する。

令和五年九月十二日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

種類	名称	保持者の住所	保持者	認定年月日
工芸技術	長板中型	埼玉県三郷市戸ヶ崎 二丁目三百八十八番 地	初山 武雄	平成十六年三 月二十三日